令和６年12月定例総会

令和６年12月６日開催

議　事　録

土佐清水市　農業委員会

令和６年度第９回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時　令和６年 12 月６日（金）　午後３時 00 分～午後４時 00 分
2. 開催場所　土佐清水市役所　二階　第一会議室
3. 出席委員（13 人）

農業委員	１番　上野　貴生
	２番　野老山　卓男
	３番　酒井　りつ子
	４番　池田　克彦
	５番　岡﨑　直正
推進委員	１番　安田　泰平
	２番　弘田　好希
	４番　岡田　哲治
	３番　田邊　昌一
	５番　上野　清吉
	６番　坂本　直幸
	７番　金谷　里美
	８番　今吉　次雄

欠席委員（0 人）

4. 議事日程

① 議案第１号　非農地証明の審議について

② 議案第２号　農地法第５条の申請に係る意見の審議について

③ 議案第３号　地域計画目標地図の素案（変更）の審議について

④ 議案第４号　農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

5.　農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉　政彦
農林水産課長補佐	和泉　誠
農林水産課農業係　係長	出口　直人
事務局係長	岡﨑　正嗣
事務局員	田邊　元寛

議長
上野会長

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、12 月定例総会を

開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告致します。

本日は遅刻・欠席ともにありません。

議長
上野会長

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第１号　非農地証明の審議について

議案第２号　農地法第５条の申請に係る意見の審議について

議案第３号　地域計画目標地図の素案（変更）の審議について

議案第４号　農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

２番　野老山　委員

４番　池田 委員　の２名を指名いたします。

議長
上野会長

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてか

ら発言をお願いします。

それでは、

議案第１号　非農地証明の審議について

担当者より説明を求めます。

事務局岡﨑

それでは、

議案第１号　非農地証明の審議について、説明いたします。

議案書の１ページから５ページでご確認ください。

1ページから説明を行います。申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は、土佐清水市下ノ加江で、旧下ノ加江小学校から西へ端を渡った先付近になります。

1筆の申請で、登記地目は畑、面積はそれぞれ383㎡です。

詳細な位置図については、2～3ページをご覧ください。

申請理由は、申請地は昭和60年頃までは稲作をしていたが、畑に変更する予定で平成2年に公共工事の建設残土で埋め立てをしました。

しかしその後耕作することなく、長野部落の資材置き場、駐車場や公共工事の仮設事務所などに利用されています。県外に居るため今後農地として利用する予定なく、有効利用の方に寄付を考えているため、雑種地に変更したい

とのことです。

現況写真は、4～5ページをご覧ください。

現況は、石や砂利もある状態で、30年以上耕作実績がないことから、

非農地として整理をするものです。

非農地証明の許可基準（抜粋）で説明いたしますと

① 自然災害により災害地等で農地への復旧ができないと認められた土地

② 耕作不適当など、やむを得ない事情によって 15 年以上耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地

③ 人工的に転用した土地で、転用行為から 20 年以上経過しており、その開発行為及び建設行為などで他法令の許可を受けているか受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

などとなっています。

（周辺の農地にも特に支障がなく）今回の件は③の『人工的に転用した土地で、転用行為から 20 年以上経過しており、その開発行為及び建設行為などで他法令の許可を受けているか受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地』に、該当するものと考えられます。

以上の申請を 11 月 19 日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記謄本【法務局】
●	公図の写し（近隣の地目、所有者を記入したもの）【税務課（記入】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
	その他必要な書類
●	現況写真（場合によっては立会必要）【農業委員会】

今回の案件については、近隣ということもあって申請者側から話があり、上野会長に現地の確認を行ってもらっています。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
（上野会長）

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

上野会長

11 月 20 日に現地確認をいたしました。現地確認をするにあたり、見た目はしっかりと手入れをされているんですが、長年資材置き場等に使われており小石だけではなく、大きな石も見受けられます。まして農地としては、なかなか利用出来ないと判断しました。

所有者の意向で有効活用に使ってもらいたいと言うことなので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
（上野会長）

以上で、議案についての説明が終わりました。

	本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。
安田委員	事務局にですが、寄付と言うのはどういう意味合いですか。
事務局岡﨑	贈与という意味合いということです。
安田委員	贈与する人は決まっているのですか？
事務局岡﨑	そこまでは確認できておりませんが、申請書の時点から贈与での無償提供を考えているとのことです。
議長 （上野会長）	他にありませんか。 ないようですので、これより採決に移ります。 議案第１号　非農地証明の審議①について 議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって本件は議案のとおり承認いたします。
議長 （上野会長）	それでは、次に移ります。

議案第２号　非農地証明の審議②について

担当者より説明を求めます。

事務局岡﨑

それでは、

議案第１号　非農地証明の審議②について、説明いたします。

議案書の６ページから11ページでご確認ください。

６ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は、土佐清水市養老で、あんきな家周辺の旧道になります。

３筆の申請で、登記地目は全て畑、面積は181㎡、39㎡、373㎡の合計593㎡です。

詳細な位置図については、7～9ページをご覧ください。

申請理由は、申請地は平成４年に建物を建築するために取得し、同年に絵画を制作するためのアトリエを建築し、それ以来宅地として利用してきたので宅地に地目変更したい

とのことです。

現況写真は、10～11ページをご覧ください。

現況は、山林・原野化のような状態で、30年以上耕作実績がなく、地目変更のため、非農地として整理をするものです。

先ほど説明しました非農地証明の許可基準の中では、（周辺の農地にも特に支障がなく）今回の件は③の『人工的に転用した土地で、転用行為から 20 年以上経過しており、その開発行為及び建設行為などで他法令の許可を受けているか受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地』に、該当するものと考えられます。

以上の申請を 11 月 20 日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記謄本【法務局】
●	公図の写し（近隣の地目、所有者を記入したもの）【税務課（記入】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
	その他必要な書類
●	現況写真（場合によっては立会必要）【農業委員会】

今回の案件については、池田委員に現地の確認を行ってもらっています。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
（上野会長）

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

池田委員

先日 22 日に事務局と現地確認に行って来ました。現地は養老の郵便局から旧道を松崎方面に約 600m行った所の左側ですが、進入道がありますが、ここに倒木もありそのの先は草木も生い繁っていて、アト

リエの出入り口も雑木も生えており、相当人が入っていない状態でした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
（上野会長）

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

野老山委員

平成４年にアトリエを建てた時に地目変更しなかったのは、自費で建てるのなら当時は必要なかったのか？

事務局岡﨑

おそらく自分の土地に自己資金で特に地目変更せずに建てたのだと思います。

野老山委員

平成４年は地目変更しなくて良かったのか。

事務局岡﨑

いいと言う事はない。本当は地目変更するべきです。

野老山委員

それほど厳しくなかった？

事務局岡﨑

チェックも難しいですし、自分の土地に建物が建ってたとしても、固

定資産税とかは見るでしょうけど、法務局が地目まで確認出来ていなかったのだと思います。本人も特に不都合もなくそのままになっていた。

野老山委員

昔はそんな所ばかり。都市計画区域外か内か。

事務局岡﨑

都市計画区域内です。

議長
（上野会長）

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第２号　非農地証明の審議②について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
（上野会長）

それでは、次に移ります。

議案第２号　農地法第５条の申請に係る意見の審議について

本日は２件の審議となっていますので、１件ごとに採決を

求めることといたします。それでは、

議案第２号　農地法第５条の申請に係る意見の審議①について

担当者より説明を求めます。

事務局岡﨑

それでは、

議案第２号　農地法第５条の申請に係る意見の審議①について、説明いたします。

５条申請ですので、他人が所有する農地を農地以外に転用する場合の申請です。総会での審査の後、意見書を県に送付し、県で許可の審査をすることになります。

資料は 12 ページから 18 ページをご確認ください。

まず 12 ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

許可を受けたい農地の所在は、１筆で、地目・現況共に畑となっており、面積は 799 ㎡です。詳細な申請地の位置は、13～14 ページをお願いします。位置は津呂地区で、津呂簡易郵便局から北に行ったところになります。

転用の目的は、居住用建物の新築となります。

資金調達については、銀行融資により建築します。

15 ページに事業計画書、16 ページに図面を添付しております。上側

が北になり、西側が道路、東側が畑で南北は宅地になっております。

16 ページをお願いします。排水については、雨水は青い線で宅内水路に流して既存の側溝に放流、生活排水等の汚水は赤い線で宅内水路から合併浄化槽を経由して既存側溝に放流する計画となっております。

現況写真については、17 ページをご確認ください。

18 ページをお願いします。

県に送付する意見書（案）について、説明いたします。

申請者の住所等及び申請に係る土地については、先ほども説明しましたが、記載のとおりです。

事業計画について、着工予定は令和 7 年 2 月 20 日、完了予定日は令和 7 年 6 月 30 日となっております。

農地の区分については、農用地、甲種農地、第 1 種、2 種、3 種農地に区分され、農用地、甲種、第 1 種農地は農業用施設等の例外はあるものの原則不許可となります。今回の農地については、区分のどれにも該当しないその他の農地で、第 2 種農地区分となります。

検討事項の 1 、農地の区分と転用目的について、

申請土地が、周辺に第 3 種農地を含む代替地がありませんでしたので、意見は「適当」としています。

２の資力及び信用については、借入金により建築することとなってお

りますが、銀行の融資証明書を本日までに提出するということでしたが、提出が遅れておりますので、融資見込み証明書を確認してから意見書を提出したいと思います。

３の項目については、該当ありません。

４の申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、計画等に無理はなく、関係機関との協議等も整っていることから、「確実」としています。

５の行政庁の免許、許可、許可等の処分の見込みについては、私有地内であり、今回の転用内容については開発許可や道路工事許可は不要となっており、建築確認準備中であることから「確実」としています。

6の農地以外の土地の利用見込みについては、宅地として利用するため、「確実」としています。

7の計画面積の妥当性については、公図等の資料を確認しまして、転用面積に特に問題はないことから、妥当であると考えられますので、「適当」としています。

８の項目については、該当ありません。

９の周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、申請地周辺は農地は多少あるものの、宅地も一定数あり、周辺農地への問題はないとしています。

10 の一時転用については、一時転用ではないため「適当」としています。

　右側に移りまして、処理経過の意見の決定については、仮で日を入れておりますが、本日の会で許可が出た場合に、本日の日付で県へ送付していくようになります。

以上の申請が 11 月 20 日付けでありまして、同日に受付を行い、関係書類を確認しております。

今回の案件については、坂本委員に現地の確認を行ってもらっております。以上、資力を確認する資料が間に合いませんでしたが、提出があり次第事務局で確認いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
（上野会長）

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

坂本委員

先日、事務局と一緒に現地の確認に行っております。17 ページの写真を見ていただきたいのですが、左側の雑木林の方は今新しい道を作っていまして橋脚工事をしている所です。右側は家があります。左側にも写真に写っていないのですが、宅地があり、車庫があります。

道路渡って手前も家があります。三方向に宅地に囲まれた所になります。譲渡人の方も県外に住まわれていまして、土地や建物の整理さを進めており、問題ないと思います。以上です。

議長
（上野会長）

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

野老山委員

異議なし。

議長
（上野会長）

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第２号　農地法第５条の申請に係る意見の審議①について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
（上野会長）

それでは、次に移ります。

議案第２号　農地法第５条の申請に係る意見の審議②について

担当者より説明を求めます。

事務局岡﨑

それでは、

議案第２号　農地法第５条の申請に係る意見の審議②について、説明いたします。

基本的なことは先ほど説明したとおりですので、省略します。

資料は 19 ページから 25 ページをご確認ください。

まず 19 ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

許可を受けたい農地の所在は、１筆で、地目・現況共に畑となっており、面積は 324 ㎡です。詳細な申請地の位置は、20～21 ページをお願いします。位置は下ノ加江鎌掛地区で、中嶋建設付近になります。

転用の目的は、地区集会場建物の新築となります。

資金調達については、全額市補助金（10/10）により建築します。

22 ページに図面を添付しております。上側が北になり、西側が市道、東側が国道で、北側は畑、南側は宅地になっております。

排水については、雨水は自然浸透で東側の既存の側溝に放流、生活排水等の汚水は簡易水洗の便槽に流し込み、汲み取りで処理する計画となっております。

現況写真については、23 ページをご確認ください。

24～25 ページをお願いします。

こちらは現在の地区の集会所になります。建設予定地から西側へ上った先になります。

続いて、県に送付する意見書（案）について、説明いたします。

申請者の住所等及び申請に係る土地については、記載のとおりです。

事業計画について、着工予定は許可日、完了予定日は令和７年５月31日となっております。

今回の農地については、先ほどの案件と同様、区分のどれにも該当しないその他の農地で、第２種農地区分となります。

検討事項の１、農地の区分と転用目的について、

申請土地が、周辺に第 3 種農地を含む代替地がありませんでしたので、意見は「適当」としています。

２の資力及び信用については、土地は贈与、建築費は全額補助金により建築することとなっておりますが、交付決定はまだ下りておらず、資力は未確定のため、条件付きで「適当」としております。その条件につきましては、一番下から３段目に記載しておりますが、本補助金の交付決定を条件としています。

４の申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、資力以外の計画等に無理はなく、関係機関との協議等も整っていることから、「確実」としています。

５の行政庁の免許、許可、許可等の処分の見込みについては、私有地内であり、今回の転用内容については開発許可は不要となっており、許可後、施工前に道路工事に係る申請書等は提出予定であることから「確実」としています。

6の農地以外の土地の利用見込みについては、宅地・集会所として利用するため、「確実」としています。

7の計画面積の妥当性については、公図等の資料を確認しまして、転用面積に特に問題はないことから、妥当であると考えられますので、「適当」としています。

８の項目については、該当ありません。

９の周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、申請地周辺は農地は多少あるものの、宅地も一定数あり、周辺農地への問題はないとしています。

10の一時転用については、一時転用ではないため「適当」としています。

以上の申請が11月14日付けでありまして、同日に受付を行い、関係書類を確認しております。

今回の案件については、安田委員に現地の確認を行ってもらっております。

	以上、申請書類等に不足はありませんでした。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長 （上野会長）	ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。
安田委員	事務局と現地に確認に行って来ました。今度、集会場を建築する場所と言うのが 23 ページの写真のとおりですが、草が生えております。あとは、現集会場がかなり細い道を上がった所で、荷物の搬入、人の出入り等少し難しい場合があります。そして今年の時に南海トラフの警報及び注意事項が出ていますので、早急に少し動きやすい、搬入しやすい、車の出入りがしやすい所に変更するのはいいことだと思います。以上です。
議長 （上野会長）	以上で、議案についての説明が終わりました。 本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。
上野会長	この現場なのですが、建てる予定の場所が、国道からはそのままいける高さですが、裏の道が一段高い所にありまして、計画の図面を見る

とスロープが付くと書いていますので、集会場等にいた時にもスロープを使って足の悪い方も避難等も十分出来ると思いますので、場所が両方いきやすいということで利便性が高くなると思いますので、そう言う所も考慮していただければと思います。

議長
（上野会長）

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第２号　農地法第５条の申請に係る意見の審議②について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
（上野会長）

それでは、次に移ります。

議案第３号　地域計画目標地図の素案（変更）の審議について

を行います。

それでは、担当者より説明を求めます。

事務局岡﨑

それでは、

議案第３号　地域計画目標地図の素案の審議（更新）について、説明

いたします。

議案書の 22 ページから 33 ページでご確認ください。

　地域計画の目標地図は、農業上の利用が行われる区域、いわゆる守るべき農地における１０年後に目指すべき農地利用の姿で、農地１筆ごとに誰が担うかを明確にした図面で、農業委員会がその素案を作成し、市へ提出するものでございます。

　概要を説明しますと、以前の総会で審議いただいた旧下ノ加江町 1 の地区について、様式、目標地図に更新があるため、審議するものとなっております。

　更新の内容につきましては、1 名担い手が追加になり、27～29 ページの様式では記録色付けした部分が変更箇所になります。市野々の基盤整備を行った部分の一部変更もあり、安田氏の面積も変更となっております。

　30 ページから 32 ページの目標地図は、変更前、変更後と二つの地図を載せております。他の地区もありますが、この 1 名が追加になったことにより変更が合った地区のみ今回つけております。

　どの地区も 10 年後の耕作者は未定ということで『検討』となっていた農地に今回の 1 名の担い手が担うこととなっており、変更前は白だった農地を、赤色で着色しております。

策定後は HP で公表しますが、その際には耕作者名は名前を ABC などに変更して伏せて公表するようになります。

なお、この目標地図素案については、他の担い手に影響する基盤整備部分の方には確認を取っております。

本地域の目標地図の素案の説明については以上になります。

審議のほどよろしくお願いします。

議長
（上野会長）

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

安田委員

この策定をした時に今回増えた担い手の方が出席出来ないと言うことだったので、話し合いの場にはいませんでした。10 年後まあ今から 10 年前と考えると 2014 年、ちょっと近いなと思われる方もいらっしゃると思うんですけど、けっこう 10 年って思ったより長いかもしれませんけど、過ぎてしまってみれば短いと言う感覚もあると思うので、なかなか自分がやっているかどうかわからなくて、自分が作るとは言えませんでした。ここは検討として未来にお任せしますよとやったのですが、ただしこの場所が区画整備として、国の事業が入っていまして、誰かが作っていないと計画上おかしくないですかと言う事に

なりまして、そうなると誰かを入れとかないといけなくなりまして、

私が入りましたので変更が入りました。よろしくお願いいたします。

議長
（上野会長）

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

上野会長

現状やっている耕作者さんの 10 年後が見えてなかったというところもあったり、座談会の回数も少なかったかもしれませんが、声をかけても来られなかった。そう言った中で本人の意向がしっかりと把握できずに、素案を作成しました。一度は未定になった所につきましても本人の意向も反映されたと言う事もありますので、計画の最終段階前に変更させて頂く形になりました。

議長
（上野会長）

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 3 号　地域計画目標地図の素案（変更）の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
（上野会長）

それでは、次に移ります。

議案第４号　農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

本日は２件の審議となっていますが、借受人が異なるだけですので、

２件まとめて採決を求めることといたします。それでは、

担当者より説明を求めます。

事務局岡﨑

それでは、議案第３号　農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）

の審議について、説明いたします。33 ページから 41 ページでご確認

ください。

まず、名称ですが、若干誤りがあり、農用地利用集積等促進計画とな

ります。申し訳ございません。

２件ありますが、どちらも貸付人は同じで、農地中間管理機構を通し

たもの、新規ではなく更新になるため、まとめて審議いただければと

思います。

どちらも農地中間管理機構を通した利用権設定の更新になります。

33 ページの整理番号 6-002 から説明を行います。

借受(かりうけ)人は、下川口・宗呂地区の集落営農法人ふぁー夢宗呂

川で、期間更新による利用権設定の申請がありました。

　借受人、地区、氏名、住所は記載のとおりです。

所在地は記載のとおりで、9 筆あり、地目は全て田、9 筆の合計面積 5,829 ㎡、使用貸借のため、賃料は発生しません。

始期につきましては知事認可日、認可日から 3 年間となっております。

借受人の農業経営の状況については、構成員が 17 名、主要な農機具の保有状況については、一番右の欄の保有状況の記載のとおりとなっております。

続いて、34 ページの整理番号 6-003 の説明を行います。

借受(かりうけ)人は、中山卓氏で、こちらも更新です。

借受人、地区、氏名、住所は記載のとおりです。

所在地は記載のとおりで、1 筆、地目は田、面積は 447 ㎡、使用貸借のため、賃料は発生しません。

始期につきましては知事認可日、認可日から 3 年間となっております。

借受人の農業経営の状況については、一番右の欄の保有状況の記載のとおりとなっております。

35 ページから 36 ページに位置図で、35 ページは黄色く塗られている 1 つが中山卓氏、それ以外がふぁー夢宗呂川になります。続いて、37 ページから 41 ページに現況写真を添付しており、37 ページの左

側が中山卓氏、それ以外がふぁー夢宗呂川になります。審議のほど、よろしくお願いします。

議長（上野会長）

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

岡﨑委員

11 月 22 日に事務局と現地確認を行いました。事務局が説明したとおりです。3 年間が終わるので更新ということです。耕作者も一緒の方です。33 ページの面積についてですが、これは利用権を設定している面積で、あとは作業受委託で契約して耕作しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（上野会長）

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

野老山委員

利用権設定の更新なので、異議なし。

議長（上野会長）

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第４号　農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

本日の議案は以上となります。

最後に、報告事項　その他の件について、

次回の定例総会は、令和７年１月 10 日（金）午後３時から、会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。続いて、事務局から報告があります。

事務局岡﨑

②の佐川町の活動記録簿についての資料です。

先月岡﨑委員からお話しがありました、佐川町の農業委員会の活動事例報告についてなんですが、先日上野会長と行きました高知県農業会議の総会があった際に事例報告と言うことで、佐川町の職員が説明していた時の資料になります。一番最初からいくと、農業委員の体制と職員数と遊休農地の記載があります。１ページめくっていただいて、3，活動記録簿についての所なのですが、佐川町には活動記録セットという物がありまして、その記録セットの購入費を削減したりとか、委員さんからの記入方法や分類に関する問い合わせが多いと言うこ

とで、活動記録簿が独自様式でかまわないのであれば、より記入しやすいものを導入しようと言うことで、主に福島市さんの農業委員会の活動記録簿を参考に佐川町独自の活動記録簿を作成されたそうです。独自様式前と後での記帳された活動内容や日数の変化なのですが、令和 4 年は全委員合計年間活動日数が 2,008 日、平均が 8 日だったのですが、導入した事で令和 5 年は 2,682 日増の 4,690 日、平均プラス 10 日の 18 日と以前総会で説明した佐川町のとびぬけた活動になっております。日数は増えたのですが、実際の活動に大きな変化はなく、基本的には農地パトロールと見守り活動が多く、耕作放棄地の解消とか農地の集積につながったと言う実績はあまりなかったそうです。

こんな事、こういった事も活動記録に含んでいいんだろうかとか、分かりにくい部分を拾い上げて、全体的に委員さんに説明して活動記録を計上してもらうと言うことで、日数が増加したと説明がありました。二枚目以降が佐川町の使っている活動記録簿の見本と記入例です。本市の方も活動記録簿、分かりにくい、書きにくいと言う事もあると思いますので、いろいろ参考にして本市の方も直していきたいと思います。

野老山委員

活動記録、月あたりの平均数が 18 日でこんな詳しい内容を 18 日間調

査してたら手当は、どの位？月に 18 日こんなことしてたら本業みたいになる。

事務局岡﨑

記入例の一つ目を見ていただいたら、活動時間が 10 分とかです。1 日 10 分とかです。

岡﨑委員

今見てたら 77 ページも農地パトロールですね。自分の仕事に行った時にもいっぱい書いてますね。月に 18 日は難しいと思います。

上野会長

記入例で 67 ページを見てもらうと、先日、会長会で参加した時に、話題に出たんですが、あまりにも簡易すぎるんで、こんなんでいいんですかと言う話が出てました。でも実際これで活動記録として承認されているのも事実です。農地利用最適交付金事業で推進活動の活動実績払いと言うのがありまして、10 日以上平均値をクリアすると報酬が格段に上がります。これは皆さんに活動して下さいと言う名目で段差が出来てると思うんですけど、実際平均目標の 6 日で言うと 6 日の達成と 10 日の達成で言うと 3 倍から 4 倍ほどちがいます。出た日数どうこうじゃなくてただそれをクリアすることで、皆さんの活動報酬も上乗せになる事を理解しておいた方がいいかなと思います。記入例

で 67 ページ見ていただいたら分かるんですけど、活動日で色々書いているんですけど各 20 分とか書き方を簡略化している、今の様式だったら一枚に対して 2 日分書きますのでその都度書かないといけないのですが、各様式がそれぞれの農業委員会で個々違うらしです。1 日でカウントしたら何時間出ても 1 日なんです。20 分でても 1 日です。カウントは 1 日の計算になりますので、ちょっとした事でも書いていただけたらと思います。手間は手間なんですけど一時間みっちり書かないと言うわけではありませんので、気を楽にして書いてもいいかなと思います。

岡﨑委員

僕は手帳に簡単に毎日書いて会の前にまとめて書いてます。いいことをいっぱい書いていると思いますが、平均 18 日はなかなかないと思います。

上野会長

記入例には 5 分の電話というものもありますが、それでも自分の時間を割いているということで活動記録簿にも気移入していますし、活動は皆さん遠慮なく記入していただけたらと思います。書くのは面倒なので、事務局が簡単なものを作ってくれるはずですので、あげていただけたらと思います。分からないことがあれば事務局にも聞いていた

だけたら。

金谷委員

活動日数についてですが、足を引っ張ると思うのですが、少しの報酬なら欲しくないんです。仕事が農業で、扶養に入っていますが、ししとうが今年良くて、税の関係で扶養を抜ける抜けないといったことや年金の関係もあり、少しの報酬ならはっきり言っていらない、活動をしないといけないと思い、月に何度かはしていますが、金額をあげたくない。

上野会長

今色々な壁の話も出てますし、貴重なご意見だと思います。事務局どうなんでしょうか。報酬辞退など。

安田委員

18 回やれというわけでもないので、実際活動していても実績としてあげなくても個人の自由ではないでしょうか。

坂本委員

欲しい人、いらない人それぞれ事情があると思うので、一人 1 件多く活動するということでいいんじゃないでしょうか。

上野会長

日中仕事も持ってやっているので、活動すれば実際高い方がいいとい

う人もいると思います。農業委員会として活動しているかという目安にもなるので、動いたら動いた分書いてほしいとは思いますが、報酬に関してはどうこう言えないので事務局に相談してもらいたいと思います。報酬を絶対もらわないといけないのか等また後日確認して解決策がないか調べてもらいたいと思いますので、またよろしくお願いします。

議長
（上野会長）

その他に何かご意見はございませんか？

ないようでしたら、これで 12 月定例総会を閉会といたします。